平成２９年（フ）第１１２８号
堺市東区野尻町537番地２　アヴニール森303号、前住所堺市堺区中之町西４丁１番７－202号
債務者　小谷　幹子
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１５１号
堺市堺区楠町３丁１番23号　菊池ビル405号
債務者　植山　彩子
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１５９号
堺市中区楢葉30番地３　まごのて楢葉207号、前住所堺市中区深井沢町3218番地
債務者　小栗　雅彦
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１６５号
堺市北区長曽根町3048番地１　ルミナスコート501号
債務者　鍛治　祐介
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第８号
大阪府河内長野市本町14番９－210号、前住所堺市東区日置荘原寺町46番地　シャトル萩天404号
債務者　志賀　克毅
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１２号
堺市西区堀上緑町１丁７番57－303号
債務者　増田　浩一
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２６号
堺市北区中村町450　金岡中央病院内、住民票上の住所堺市堺区大浜南町２丁５番２号マスターズエル大浜南27　206号
債務者　庄田あゆみ
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２７号
堺市西区菱木１丁2366番地13
債務者　髙垣　真弓
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５２１号
大阪府岸和田市南上町１丁目37番１号
債務者　小山田佑樹
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５２２号
大阪府岸和田市南上町１丁目37番１号
債務者　小山田智佳
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５７６号
大阪府泉南郡熊取町長池１番13―502号
債務者　谷端あゆみ
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５９３号
大阪府和泉市上町580番地の１－５－504
債務者　東谷　久子
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第６０３号
大阪府泉南市信達牧野258番地ベルエールアサヒ503号
債務者　園田美智子
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第４号
大阪府岸和田市内畑町1532番地の１
債務者　池田　智也
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第９号
大阪府岸和田市西大路町169サンシティー西大路105号室、住民票上の住所大阪府岸和田市上松町511番地の315
債務者　奈須　惠美
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１１号
大阪府岸和田市中井町２丁目６番14号ハイツセジュールＡ103号
債務者　上田　加奈（旧姓松谷）
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１２号
大阪府貝塚市三ツ松2118番地
債務者　西坂　暁久
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係